

諮問番号 令和6年度諮問第2号

答申番号 令和6年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇（以下「審査請求人」という。）による「地方税法（昭和25年7月31日号外法律第226号）第703条の4及び春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）第1条及び第13条の規定に基づく令和6年度国民健康保険税 納税通知書兼決定通知書に関する処分（令和6年7月8日付け国民健康保険税納税通知書兼決定（変更）通知書 通知書番号〇〇〇〇号）」についての審査請求は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第703条の4及び春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号。以下「条例」という。）第1条及び第13条の規定に基づき令和6年度の国民健康保険税の課税額を算定し、令和6年7月8日付けで「令和6年度国民健康保険税 納税通知書兼決定（変更）通知書 通知書番号〇〇〇〇」を審査請求人に送付した。
- 2 審査請求人は、令和6年7月10日に上記の通知書の内容を知った。
- 3 審査請求人は、令和6年8月1日に「反社会的性質を帯びた医療機構への資金供与の停止（令和6年8月分以降の保険料相当金額の減算）および健康保険資格の停止に準ずる処置を求める。」として審査請求を行った。この際、審査請求人個人の「健康保険資格の停止もしくは保険適用除外を保証する状態の承認」までの「暫定の対応」として、審査請求書に添付することにより被保険者証を返却した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 国民には生存権があり、何が自分の健康に寄与し、何が害となるかを自主的責任において選択する権利があり、害することがあってはならない。下記（2）及び（3）の理由により、現行の保険診療制度は制度を悪用し、不正な目的に運用され、かつ

反社会的（人道に反し、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求すること）な性質を帯びるに至り、脱退すべき相当な理由があると判断した。

- 2 夕張市に見られた現在医療体制が人の健康に寄与していない実例、総合検診が病気や死亡を低減しないことが明らかでありながら利権となっていること、コロナワクチンによる国民への医療的大量虐殺の疑いと実例、以上を鑑みれば医療機構は反社会的性質を帯びていると考えられる。
- 3 マイナ保険証が医療現場を混乱させ、国民に不利益を与えながら半強制されていく実例を鑑みれば、保険制度は国民の健康と福祉のためではなく、不正な目的に悪用されていると考えられる。
- 4 健康保険制度はこのような詐欺的犯罪性を疑われる医療組織機構の存続、及び医療利権の蔓延のために寄与しており、その結果として事実巨額の赤字を膨らませ、国民負担へ転嫁し続けるなど、不健全さを露呈する形で現実的に推移している。
- 5 よって、現在の保険制度に国民の健康に対する利益と妥当性が存在しないと判断されるようになった今、健康保険は不要であり排すべきものとする。自らそれに必要な経費を負担する社会保険制度の在り方に対して、不要であるものに経費を強要する現行の状態は不当であり、また反社会的勢力への金銭供与を意味する保険料を課すことは、個人の善良な意思決定を侵害し、苦痛を課すものであると考える。
- 6 よって、最善かつ適正な対応である国民健康保険からの脱退が認められないという現状を鑑み、準ずる代替の補償を請求する。
- 7 具体的な提案として、審査請求人個人の健康保険資格の停止もしくは保険適用除外を保証する状態の承認（保険証の返却をもって暫定の対応とする）、及びこれを根拠とした令和6年8月分以降の保険料相当金額の減算を求める。
- 8 なお、審査請求人は、反論書において、「国民健康保険の被保険者となることを望まないが、法律上その個人の決定権を阻害され脱退することができず、一方的に請求処分を受け搾取される結果になっていることを問題として制度への不服従の意思を示すと共に承知できない請求処分の是正を求めるものとして提起した」等、審査請求の趣旨を再度説明した。

第4 処分庁の主張の要旨

審査請求について、次のとおり「本件審査請求を却下又は棄却する。」との裁決を求める。

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第5条において「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と規定されている。よって、法第6条で示される「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者」などの適用除外に該当しない審査請求人が平成28年7月26日付けで社会保険を喪失した時点において、国民健康保険の被保険者となった。
- 2 また、平成16年1月15日最高裁判所判決（平成14年（受）第687号）において、「法は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする（1条）ものであり、市町村及び特別区（以下、単に「市町村」という。）を保険者とし（3条1項）、市町村の区域内に住所を有する者を被保険者として当該市町村が行う国民健康保険に強制的に加入させた上（5条）、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い（2条）、被保険者の属する世帯の世帯主が納付する保険料（76条）又は国民健康保険税（税法703条の4）のほか、国の負担金（法69条1項、70条）、調整交付金（72条）及び補助金（74条）、都道府県及び市町村の補助金及び貸付金（75条）、市町村の一般会計からの繰入金（72条の2）等をその費用に充てるものとしている。そして、法は、上記のとおり被保険者を規定した上で、その適用除外者を列挙し、（6条）、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日又は6条各号のいずれにも該当しなくなった日からその資格を取得する（7条）ものとしている。」と示されており、国民健康保険事業自体の違法性及び不当性について、特段の指摘もなく、同事業上の納税義務を論じているところである。
- 3 処分庁は税法第703条の4により国民健康保険税を課している。また、条例第1条で課税の根拠を定め、条例第13条で納税義務の発生については、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した額を課すと定めている。
- 4 処分庁は、上の（1）及び（3）に説明した規定に基づき、令和6年7月8日付けで令和6年度国民健康保険税 納税通知書兼決定（変更）通知書を送付したものである。
- 5 また、審査請求人は「私個人の健康保険資格の停止もしくは保険適用除外を保証する状態の承認」を請求しているが、それらについては、相応の規定（法第6条の11〔被保険者の適用除外〕の規定）に基づき、その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものの要件を満たす必要があるところ、本件ではそのような特別な事情の主張はなく、かつ、審査請求人の現状において、同省令の要件に該当しな

い。

- 6 審査請求人は、審査請求書「4 審査請求の趣旨」において、「①反社会的性質を帯びた医療機関への資金供与の停止(令和6年8月分以降の保険料相当金額の減算)②健康保険資格の停止に準ずる処置を求めると述べている。

①については、文面からは「(審査請求人の)令和6年8月分以降の保険料相当金額の減算」をし、「(その分を)反社会的性質を帯びた医療機関への資金供与の停止」とする趣旨と推察される。しかしながら、本件処分は審査請求人の国民健康保険税額を決定するものに過ぎず、反社会的性質を帯びた医療機関への資金供与とは関係ない。加えて、条例の規定においては、反社会的性質を帯びた医療機関への資金供与に関する規定も見当たらない。これらからすると、少なくとも審査請求制度の対象となる行政処分の外の事柄である。

なお、審査請求人の言うところの「保険料相当金額の減算」に相応の規定としては、条例第21条[国民健康保険税の減額]及び第24条[国民健康保険税の減免]が考えられる。(1)これにつき、同第21条については、既に適用済みであり、「令和6年度国民健康保険税 納税通知書兼決定(変更)通知書」に関する処分(令和6年7月8日付け通知書番号〇〇〇〇号)は、同第21条適用後の額である。(2)同第24条については、審査請求人の現状においてこれに該当しない。

②についても、少なくとも健康保険資格の停止の規定は上の(5)に説明した規定に基づくところ、審査請求人の現状においてこれに該当しない。加えて、「健康保険資格の停止に準ずる処置」が具体的にどのような処置を指しているか不明である。

審査請求人は、別紙1において、(①と合わせて)②についても、その請求理由を「よって現在の保険制度に国民の健康に対する利益と妥当性が存在しないと判断されるようになった今、健康保険は不要であり排すべきものと考えます。自らそれに必要な経費を負担する社会保険制度の在り方に対して、不要であるものに経費を強要する現行の状態は不当であり、また反社会的勢力への金銭供与意味する保険料を課すことは個人の善良な意思決定を侵害し苦痛を課すものであると考えます。」と示しており、「反社会的勢力への金銭供与意味する保険料を課すこと」趣旨と推察されることからすれば、上記と同様に、審査請求制度の対象となる行政処分の外の事柄である。

①②いずれにせよ、「行政処分そのものの適否の争い」ではないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の「処分についての審査請求」に該

当しない（また、審査請求人から行政不服審査法第3条の「不作為についての審査請求」に該当する旨の主張はなく、かつ、審査請求人の求めにおいてこれに該当しない。）

7 よって、本件審査請求は、行政不服審査法に不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項により却下を求める。

8 なお、仮に本件審査請求において却下が認められなかったとしても、以上のとおり、本件処分には違法性及び不当性はなく、審査請求人の主張には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項により棄却を求める。

第5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求は、訴えの理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 本件処分について

本件処分は、次のとおり法的根拠に基づいた適法かつ正当なものである。

① 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第5条において「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と規定されている。よって、審査請求人は、平成28年7月26日付けで社会保険の資格を喪失した時点で、法第6条で示される適用除外の要件に該当しなくなり、国民健康保険の被保険者となった。

② 処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第703条の4の規定により国民健康保険税を課している。また、春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号。以下「条例」という。）第1条で課税の根拠を定め、条例第13条で納税義務の発生については、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した額を課すと定めている。

③ 処分庁は、上記①及び②の規定に基づき、令和6年7月8日付けで令和6年度国民健康保険税 納税通知書兼決定（変更）通知書を送付したものである。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書「4 審査請求の趣旨」において、「反社会的性質を帯びた医療機構への資金供与の停止（令和6年8月分以降の保険料相当金額の減算）

および健康保険資格の停止に準ずる処置を求める」と述べている。

このことにつき、「別紙1：審査請求の理由」の文面からは、国民健康保険からの脱退に準ずる代替の補償として、①健康保険資格の停止に準ずる処置を求め、①の処置を根拠として、②反社会的性質を帯びた医療機構への資金供与の停止（令和6年8月分以降の保険料相当金額の減算）を求めていると解される。以下、個別に判断する。

① 健康保険資格の停止に準ずる処置について

このことにつき、「別紙1：審査請求の理由」では、審査請求人個人の健康保険資格の停止もしくは保険適用除外を保証する状態の承認（保険証の返却をもって暫定の対応とする）を求めている。

しかしながら、審査請求人が国民健康保険の適用除外となるには法第6条各号のいずれかの要件に該当する必要があるところ、審査請求人の現状においてこれに該当しない。また、関係省令等に資格の停止に相応する規定はない。

被保険者証を返却した場合においても、国民健康保険の被保険者であることに変更が生じるものではなく、国民健康保険税の納税義務を有するとともに、保険給付を受ける権利を有する。

したがって、①の請求については訴えの理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

② 反社会的性質を帯びた医療機構への資金供与の停止（令和6年8月分以降の保険料相当金額の減算）について

このことにつき、「別紙1：審査請求の理由」の文面からは、①の処置を根拠として令和6年8月分以降の保険料相当金額の減算を求めていると解される。

しかしながら、①の処置が認められないことは、前述のとおりであり、したがって、これを根拠とした保険料相当金額の減算も認められない。また、本件処分は上記（1）のとおり適法かつ正当なものである。

また、審査請求人は、反論書において「国民健康保険の被保険者となることを望まないが、法律上その個人の決定権を阻害され脱退することができず、一方的に請求処分を受け搾取される結果になっていることを問題として」提起したと述べているが、これは、法及び税法等を根拠とする本件処分に対する、具体的な違法性・不当性の指摘とは言えない。

なお、審査請求人の言うところの「保険料相当金額の減算」に相応の規定としては、条例第21条〔国民健康保険税の減額〕及び同第24条〔国民健康保険税

の減免]が考えられる。このうち国民健康保険税の減額について、審査請求人は、条例第21条第1項第1号に該当することから、令和6年度国民健康保険税として当初〇〇〇〇〇円と算定されていたところ〇〇〇〇〇円の減額となり、課税額は〇〇〇〇〇円となっている。国民健康保険税の減免については、条例第24条第1項各号のいずれかの要件に該当する必要があるところ、審査請求人の現状においてこれに該当しない。

したがって、②の請求についても訴えの理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第6 審査会の判断

1 争点

令和6年度国民健康保険税 納税通知書兼決定(変更)通知書は、令和6年度における審査請求人に係る国民健康保険税の税額、徴収方法、納期限を決定したものであるから、行政不服審査の対象となる処分に該当する。

一方で、審査請求人は、審査請求書「4 審査請求の趣旨」で、①「健康保険資格の停止に準ずる処置」及び②「反社会的性質を帯びた医療機関への資金供与の停止(令和6年8月分以降の保険料相当金額の減算)」を求め、種々主張する。

よって、上記①及び②に対する審査請求人の主張並びに本件処分が違法又は不当な処分として取り消されるべきものかどうかをそれぞれ検討する。

2 判断及び理由

(1) 審査請求人の主張についての検討

① 健康保険強制加入制度の合憲性について

ア 現行の国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)

は、1958年に制定され、1961年にいわゆる「国民皆保険」制度が実施されることとなった。

イ これにより、医療機関を受診した際の負担額が抑えられるといった強制加入の公的保険制度が創設され、法第6条所定の公的保険制度に加入していない者は、すべて国民健康保険の被保険者となる。

ウ このような国民健康保険制度は、憲法第25条第1項の規定する生存権の具体化であるが、その制度導入の可否及び制度設計については、国会の広範な立法裁量に委ねられ、立法裁量の著しい逸脱・濫用が明らかな場合に違憲性を帯びることとなる(最大判昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁、最一

小判平成元年3月2日 集民156号271頁、最二小判平成19年9月28日民集61巻6号2345頁）。

エ 現行の保険制度が「国民皆保険」制度であること、すなわち、個人の脱退の自由を認めない制度であることは、制度の目的・趣旨に照らして、一定の合理性を有するものであり、立法権を逸脱・濫用したものとは言えず、したがって憲法第25条に違反するものでもない。

② 国民健康保険税制度と租税法律主義について

ア 処分庁の課税処分の根拠となる春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号。以下「条例」という。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4に基づき制定された条例であり、国民健康保険制度の賦課徴収にあたり保険料方式と税方式とが選択しうるところ、春日部市では税方式を採用している。

イ 旭川市国民健康保険条例事件（最大判平成18年3月1日民集60巻2号587頁）において、最高裁判所は、憲法第84条の規定する租税とは「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付」というとしている。条例に基づく国民健康保険税が、ここでいう「租税」に該当することは、上記最大判より明らかである。

ウ 憲法第84条は、租税法律主義について定めているが、そこからは、納税義務者、課税物件、課税標準、税率等の課税要件と賦課・徴収の手続については、法律又は条例の定めが必要とする課税要件法定主義が導き出される（最大判昭和30年3月23日民集9巻3号336頁）。この租税法律主義は、本来的に行政権の作用である財政全般について、議会を通じた民意によって統制すべきとする原則（財政民主主義（憲法第83条））が、財貨の徴収面で表れた原則であるといえる。

エ すなわち、租税法律主義からすれば、個別の事情を考慮して、課税に関して例外的な処分を行うとしても、必ず法律又は条例に根拠が必要であり、行政庁の独自の判断で行うことは許されない。また、国民健康保険税は使途が定められた目的税ではあるが、租税であることに変わりなく、法律又は条例の規定に従ってなされた課税処分について、個人的な独自の見解や意思に基づき、その具体的な使途の是非を理由として納税を拒否することは許容されない。

③ 市長の裁量について

ア 以上のような法的枠組みにおいて、本件処分庁たる市長は、法令の定める課税要件に基づき、徴収額を決定するのみであって、その処分にあたっての裁量はほぼないものと解される。

イ 審査請求人の求める「健康保険資格の停止に準ずる処置」なるものを、仮に地方公共団体独自の制度として条例で創設した場合、法律で定められた国民皆保険制度を根幹から否定するものであり、条例制定権の限界を超えるものとして無効となる（憲法第94条）。そのように、地方議会の条例でも設けられない仕組みを、処分庁たる市長に求めることは無意味である。

ウ また、審査請求人が反論書において「国民健康保険の被保険者となることを望まないが、法律上その個人の決定権を阻害され脱退することができず、一方的に請求処分を受け搾取される結果になっていることを問題として」提起したと述べる部分については、国民皆保険制度の是非についての議論であって、もはや地方公共団体の権限の範囲外の問題である。この点は、最一小判平成16年1月15日民集58巻1号226頁による、国民皆保険制度（法5条）を前提にした判示からも、一地方公共団体に独自の判断で離脱の自由を認める余地のないことが読み取れる。

エ 仮に、独自の見解に基づく制度改正や具体的使途の是正を求めるのであれば、国会等の立法機関において議論を求めたり、マスメディア等を通じて世論を喚起したりすることが適切であり、行政庁に法的根拠のない例外を個人的に求めることは憲法の規定する代議制民主主義や租税法律主義の観点からも適切ではない。本件審査請求の趣旨の一部である「反社会的性質を帯びた医療機構への資金供与の停止」については、行政不服審査の手続ではなく、そうした民主政のプロセスにおいて問題提起をすべきである。

(2) 本件処分についての検討

① 法第5条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と規定している。審査請求人は、埼玉県春日部市に住所を有することから、国民健康保険の被保険者となる。

② また、法第6条は、「健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者」等に該当する者は、国民健康保険の被保険者としないと規定しているが、審査請求人はこれに該当せず、審査請求人が法第6条による適用除外に該当する

旨の事実も認められない。

- ③ さらに、法には「国民健康保険の資格の停止」についての規定はなく、国民健康保険被保険者証の返却をもって国民健康保険の資格を停止する旨の規定もない。
- ④ 処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の4により国民健康保険税を課している。また、条例第1条は賦課徴収の根拠を、条例第3条は課税額を、条例第11条は徴収の方法を、条例第12条は納期を、条例第13条は納税義務の発生を規定している。
- ⑤ 処分庁による本件処分は、関係法令等の規定に従ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上により、審査請求人の主張は採用できず、本件審査請求に理由がないものと認められるので、当審査会は、「第1 審査会の結論」に記載のとおり、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当であると判断する。

第7 審査会における調査審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年1月10日	審査庁から諮問書を受理
令和7年2月26日 (第3回春日部市行政不服審査会)	調査審議
令和7年3月27日 (第4回春日部市行政不服審査会)	調査審議
令和7年5月1日	答申

春日部市行政不服審査会

会 長 横 家 豪

委 員 岡 田 順 太

委 員 鈴 木 健 太 郎

委 員 吉 田 俊 弘